

フィンランドにおける1993年の所得税改革とその政策的背景

野村 容 康

1. はじめに

北欧福祉国家フィンランドが租税体系の新機軸である「二元的所得税 (Dual Income Tax)」の導入に踏み切ったのが1993年の税制改革である。それは、結果として、それぞれ相次いでこの税制モデルを採用したスウェーデンとノルウェーに追随する形をとったとはいえ、同国における戦後税制史の中で大きな転換点となる変革であった。

二元的所得税は、デンマークにその思想的起源をもつといわれ、累進的な労働 (稼得) 所得税に低率で比例的な資本所得税を組み合わせた、一種の分類所得税体系と捉えることができる¹。税制論議でしばしば模範的な改革として言及される、アメリカにおけるレーガン税制改革 (1986年税制改革法) では、伝統的な租税理論である「包括的所得税論」を理念として、徹底した課税ベースの拡大と税率の引下げが行われた²。これに対して、1990年代はじめの北欧の税制改革は、同様な租税論を基礎に設計された、従来の総合所得税からの完全な決別を図ったという意味で画期的であったといえる。

その後、これら北欧3国での新たな税制の定着は、2001年のオランダにおけるボックス税制の採用や、2009年のドイツにおける金融所得課税の一体化などに象徴されるように、ヨーロッパ各国の租税政策に多大な影響を与え、それは、先進諸国における所得税改革の有力なロールモデルとみなされるようになった³。

本稿では、現代における世界的な税制改革の一大潮流を形成した二元的所得税が台頭する契機の1つとなった、フィンランドにおける1993年の税制改革に注目し、新たな税制モデルが導入されるに至った政策的背景を辿りながら、改革の内容と実現した制度に内在する問題点について整理する。とはいえ、本研究は、必ずしも歴史的・制度論的な観点から同国所得税の意義と課題を探るという作業に限定

されるものではない。むしろ実証的な観点に立って、1990年代以降、二元的所得税が同国の社会経済に対して、長期的にどのような作用をもたらしたのか、その実態を明らかにすることに力点が置かれる。

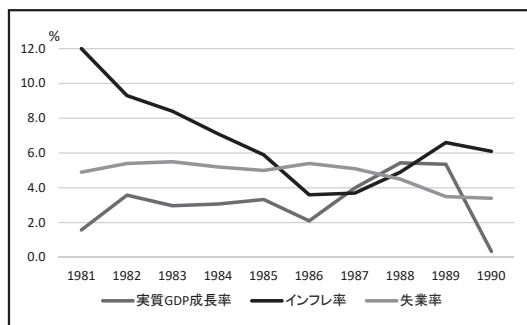
二元的所得税については、その租税構造を支える理論的根拠をめぐって既に多くの分析が加えられているものの、この種の税がはたして現実の制度としてどのように機能しているかという点について体系的かつ通時的に検証した研究は、管見の限り見当たらない⁴。その意味で、本稿は、1993年以後のフィンランドにおける所得課税の展開と、その効果に関する実証的研究の「序論」としての位置づけをなすものであり、その目的は、規範的な租税政策論の立場から、「二元的所得税」の実態を解明していくにあって、その出発点となる基本的視座を提示することにある。

2. 1993年改革に至る経緯

(1) 1980年代の経済環境

後の税制改革に連なる背景として1980年代におけるフィンランド経済の動向を振り返ると、他の北欧諸国に比べて、そのパフォーマンスはかなり良好であった⁵。図1は、同国の主要経済指標の推移を示している。実質経済成長率は、80年代前半に3%を維持しながら、80年代後半には、2年続けて5%を超える水準を達成した。失業率もこの間、1989年に4%を下回るまで緩やかに低下し、労働者の雇用環境が改善された。他方、物価の動きをみると、1979年のオイルショックで高騰した後は低下傾向にあったが、80年代に表面化した景気の過熱が物価上昇への圧力を強め、1987年以降、インフレ率は再び上昇トレンドに転じた。

図1. 主要経済指標の推移

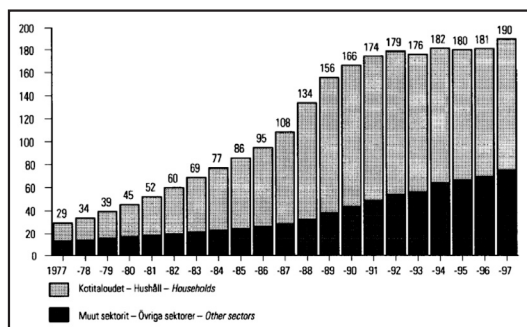


(注) インフレ率は生活費用指数 (Elinkustannusindeksi) の対前年変化率。

(出所) Tilastokeskus (1992) より作成。

こうした中、後述する所得税における寛大な利子控除制度の下で、必ずしも市場実勢を反映しない規制金利に基づき、この時期、借入れに対する過度な需要が恒常化することになった。とりわけ1980年代は、図2のように、家計部門における住宅ローンの増大が顕著であった。このような住宅投資の拡大を受けて、80年代後半に住宅価格は前年比で20～30%の上昇を示した⁶。

図2. 住宅ローン残高の推移



(注) 単位は10億FIM。

(出所) Tilastokeskus (1998), p.246.

旺盛な需要の下、企業の設備投資も活発化した。民間部門の固定資本形成は、1985年からの4年間で40%増大し、このとき過半の企業が100%の資本稼働率で操業していたとされる⁷。しかし、国内の貯蓄では、これら増加する投資を賄いきれず、1985年に経常収支は赤字に転落し、それ以降、国内経済は海外からの借入れに依存する状況が続いた⁸。

過剰な企業投資は、法人税制にも起因するところ

があった。80年代半ばまでの法人所得税は、後に見るような、様々な特例措置に伴う減収を、高い限界税率でカバーするという形で機能していた。したがって、法定税率は1985年まで長らく60% (89年まで50%) の水準が維持されたものの、法人税の平均実効税率 (真の経済的利益に占める税負担の割合) ははるかに低く、10%を下回る可能性もあった⁹。

ここで問題だったのは、高率のインフレがもたらす金融資本の減価と課税の負担を同時に回避するには、たとえ課税前収益率が低くとも、当面は不動産や機械設備などの実物資産への投資を増やすのが企業にとって合理的であったことである。実際、80年代を通じてフィンランド企業部門における資本収益率は緩やかに低下する中で、固定資産の生産性はOECD加盟国平均の3/4程度にとどまったのである¹⁰。

一方、1980年代は金融市場の規制緩和が急速に進展し、これが企業の資金調達・運用面などでの制約を緩めて、その活発な投資活動を支える基盤となった。1986年に「標準貸出金利制度」¹¹が廃止され、企業向けの貸出市場が自由化されたほか、この時期、上場法人は無制限に新株発行による資金調達が可能となった¹²。

海外との資本取引に関しても、1984年の外国銀行のコール市場への参入認可を皮切りに、翌年に外貨貸出の一部自由化・外国為替先物市場の規制緩和が行われたほか、87年に海外直接投資・外債投資等の規制緩和などが相次いで実現した。その後、1990年の個人による海外投資の自由化に続き、外国人の株式保有制限が完全に撤廃される1993年までに、内外資本取引に対する規制はほぼ取り除かれることになった¹³。

(2) 旧来所得課税の問題点

① 企業所得税

歴史的にフィンランドの企業税制は、戦後の森林関連産業・金属機械産業を中心とした産業構造を背景に、地域間の経済的格差や特定地方での構造的失業などの社会問題によって大きな影響を受けながら形成されてきた。1950年代には、伝統的な林業を優遇する特別な税制に加え、雇用創出を目的に、特定地域でのスタートアップ企業や既存の大企業を対象に、新工場の設立などの固定資本投資に対して寛大な投資控除が認められるようになった。

表1. 旧企業所得税における主な控除制度

控除制度	概要
加速度減価償却控除	産業用・商業用ビルは最高9-10%の償却率 機械は最高30%の償却率
買換えの特例	事業用資産を3年以内買い換えた場合に、売却資産にかかる譲渡益を取得資産の取得額の引下げにより課税の延期が可能
在庫引当金	販売目的の製品在庫ストックにかかる取得価格の最大50%を控除可能。未使用引当金は後年度に繰越可能
貸倒引当金	不良債権・債務保証についてそれぞれ最高3%を控除可能
投資引当金	企業会計上の課税後利益の最高50%を控除可能。その半額はフィンランド銀行に預託し、後年度の設備投資資金に使用可能
支払い配当控除	支払い配当は原則としてその60%を控除可能 現金払込による株式取得から5年以内の配当は全額控除可能

(出所) Andersson (1993), pp.64-66より作成。

このような政策税制としての企業課税の位置付けは、1968年に制定された「企業所得税法」に引き継がれ、同法をベースに多くの特例が創設されていた。その結果、1970年代には、企業所得税に関連して表1にみられるような、様々な控除ないし課税免除を認める特例措置が併存することになった¹⁴。

だが、こうした適用条件が限定される、雑多な控除からの利益は、大企業や製造業に偏る傾向にあったことから、業種間での負担の公平が問題となった¹⁵。たとえば、「在庫引当金」は明らかに有形の製品を販売する業種だけを対象とするもので、サービス業を不当に差別していると批判された。

そこで、当局は、過去1年間に支払われた労働報酬の一定割合を課税所得から控除できる、新たな「営業引当金」を導入することでこれに対応した。当初は低く設定された「営業引当金」の控除割合は、その後30%まで徐々に引き上げられたが、対照的に「在庫引当金」の控除割合は、50%から40%に引き下げられ、業種間負担の均衡が試みられた。

とはいえ、このような一貫性のない様々な特例を含んだ複雑な税制は、企業に対して著しい歪みを与え、この時期、資本収益率が低迷する中で、生産活動への悪影響が懸念されたのである¹⁶。

②個人所得税

1980年代の個人所得税も、狭い課税ベースと高い限界税率を特徴とする、旧来の法人税と似た構造を有していた。すなわち、労働所得とともに、すべての資本所得は、一定の金額を超えると高い限界税

率（1989年で約60%¹⁷）が適用される総合累進課税の建前の下で、実際には多くの資本所得が、実質的に非課税ないし低率課税の扱いを受けていた。たとえば、銀行預金・債券の利子、一定の長期保有資産のキャピタル・ゲインは非課税であり、配当についても資本所得全般に適用される一定の基礎控除によってその平均税率を低く抑えることができた¹⁸。

このような貯蓄の種類や所得の形態によって税負担が異なる不均一な課税は、所得形態の転換等を通じたタックス・プランニングの機会を生じさせることになった。そうした中で最大の問題とされたのが、負債利子控除を利用した税節約である。それは、資本所得を決定する「収益」と「費用」に対する税制上の非対称な取扱いによって可能となる。

すなわち、収益については、キャピタル・ゲインのような特定の形態に対して低率課税が行われる反面、投資の費用である負債利子は、総合累進課税の下で高い限界税率から控除ができた。とりわけ、当時は帰属家賃が一部高額の住宅を除いて非課税¹⁹であったことから、住宅ローンにかかる負債利子の控除がきわめて有利であった²⁰。こうした状況は、個人貯蓄に下方圧力を加え、80年に4.8%であった家計貯蓄率は、80年代半ば以降急速に低下し、88年にはマイナス水準に落ち込んだ（-1.4%）²¹。

以上のような差別的な税制は、たとえ同額の資本所得を得る者でもその種類によって税負担が異なるばかりか、負債利子控除による利益は限界税率の高い富裕層ほど大きくなるという意味で、水平的公平と垂直的公平の双方を損なうものであった。同時に、こうした不均一な課税は、この時期の複雑な法

人税制とともに、企業の資金調達決定を歪める要因とみなされたのである²²。

(3) 改革の進展

① Tikka提案

このような状況の下、1987年4月に成立した新たなHarri Holkeri政権は、所得課税に関する改革案の作成を専門委員会に依頼し、抜本的な税制改革に着手した。その結果、同年秋に提出された、主に企業課税に関しての改革案(Tikka提案)には、以下の内容が含まれていた。

- ①在庫引当金および投資引当金をすべて廃止。
- ②不動産と株式に係るキャピタル・ゲインの部分課税(売却代金の20%)を廃止。
- ③支払い配当控除を廃止し、配当に関するインピュテーション方式を導入。
- ④企業所得にかかる地方所得税を廃止。
- ⑤企業所得税法から逸脱する減価償却に関するすべての特例を廃止。
- ⑥法定実効法人税率を50%から40%に引き下げる。

しかし、これらの案は、議会で検討に付されると、急進的で不確実性が高いとの意見があり、全面的に採用されるには至らなかった²³。1988年秋に決定した改革内容によると、①と⑤については規模が縮小されたものの、いくつかの特例は存続し、②については課税所得の60%に課税する方式に変更された。④については地方財政への影響の懸念から見送られたが、国の法人税率が89年に28%、90年に25%、91年に23%まで段階的に引き下げられたことで、⑥のとおり国と地方を合わせて約40%の実効税率を実現した(図3)。

②インピュテーション方式の導入

この時の改革で特筆すべきは、③の提案どおり、1990年に既存の支払い配当控除制度に代わって、株主段階での配当二重課税の調整法であるインピュテーション方式(avoir fiscal)が導入されたことである。

インピュテーション方式の下では、株主が受け取った配当に源泉でかけられた法人税が加算され、

それをもとに算出された所得税額から先に課された法人税額が控除される。これにより、理論上、分配利潤にかかる二重課税は完全に排除される。このインピュテーション税額控除は、原則として国内の株主だけを対象として、双務的租税条約に基づく場合に限って外国株主にも適用が認められた。

なぜこのような変更が支持されたのか。大きく3つの要因があったとみられる。第1に、従来の支払い配当控除制度(表1)では、非課税所得から株主に配当が支払われた場合でも適用可能であったため、法人企業にとってその減税効果が特に大きかった²⁴。また、前述のとおり、個人段階での受取配当は一定の基礎控除によりその多くが課税を免れていたことに加え、法人間の支払い配当も受取段階で原則として非課税であった²⁵。フィンランドでは、他国での通例とは異なり、配当二重課税よりも配当二重非課税が問題とされたのである。

第2に、配当控除制度は、他の控除制度の利用とともに、通常、法人税制に想定される経済安定化機能(counter-cyclical)に反して、景気変動を拡大する方向(pro-cyclical)に作用した。これは好況期には支払い配当の増加に加えて、設備投資や在庫積み増しにより裁量的に課税所得を削減できる反面、不況期にはキャッシュフローの制約からこれら控除を十分に利用できず、かえって税負担が増大する傾向にあったからである。

これに対して、インピュテーション制度の下では、株主に認められる税額控除が当該年度の法人税額を上回るのを防ぐために課せられる「平衡税」の仕組み(過年度に課税済みの内部留保から配当が支払われた場合に当該留保課税分を税額控除)によって、景気変動を緩和する機能が期待されたのである²⁶。

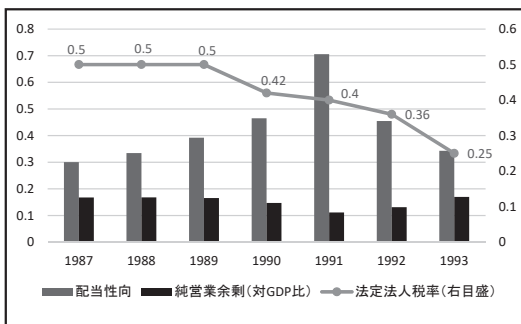
第3に、配当控除制度は、外国子会社を通じた本国への直接投資に必ずしも貢献しないという問題があった²⁷。ほとんどのOECD諸国は、配当が租税条約の相手国に所在する外国子会社から支払われる場合には、本国の親会社が受け取る外国源泉配当について法人課税を免除しているが、そのような免税措置は、原則としてその源泉となる外国子会社の利潤が源泉国で通常の法人税が課されることが条件である。

しかし、配当控除によって源泉国での分配利潤が非課税となれば、そうした配当は親会社の段階で非

課税とならない。そのため、たとえば、配当控除によってフィンランド所在の子会社が得た税の節約は、外国の親会社に課される法人税によって相殺されてしまう。これは、フィンランド課税当局にとっては、海外からの直接投資の「呼び水」を作ることもなく、みすみす一定の税収を失うことを意味していた。

いずれにせよ、インピュテーション方式の導入は、この間の法定税率引下げにも関わらず、法人企業の全般的な実効税率を引き上げることになった²⁸。このことが短期的に企業行動にどのような影響を与えたか解明するのは容易でないが、少なくともマクロ統計（図3）をみる限り、配当支払いは、不況下で法人利潤が減少する中でも、1991年までに着実に増加を示したのである²⁹。

図3. 法人の配当性向、純営業余剰、法人税率の推移



(出所) Statistics FinlandデータおよびGovernment Institute for Economic Research (1995) より作成。

③個人資本所得税の部分的改定

他方、個人資本所得税の分野では、差別的で非対称な制度の弊害が認識されていたものの、法人課税に比べれば、この時期のHolkeri政権による改革は限定的であった³⁰。

第1に、長期キャピタルゲイン（株式で5年、不動産で10年）は、これまで100万FIMを超える金額のみ、その20%が課税対象であったのが、1989年より非課税限度額を20万FIMに下げたうえ、その超過額の課税割合も40%に引き上げることで、課税を強化した。

第2に、1990年には長らく原則非課税であった銀行預金と債券の利子に対して10%の源泉分離課税が創設され、翌年に15%に引き上げられた。

第3に、収益と費用に対する非対称的扱いを改めるべく、控除対象となる利子所得の上限が1万FIMまでとされる一方で、最大2.5万FIMまでの利子支払いについて90%のみを控除可能とした。

④フラット課税の導入へ

1991年4月に中道右派のEsko Aho政権が誕生すると、更なる資本所得税改革への気運が高まった。そうした背景には、この時期、スウェーデンで既に実施され、またノルウェーでも実現しつつあった、二元的所得税の導入を中核とする大規模な税制改革がある³¹。内外資本取引に対する障壁がほぼ撤廃されるなかで、経済的結びつきが強い、これら隣国の動向は、フィンランド政策当局に強い危機感を与えた。

たとえば、個人の資本所得については、居住地課税が原則であり、居住者がどこの国に貯蓄・投資を行ったとしても、最終的に自国税制によって税負担が決まる。しかし、各国間の情報交換体制が十分に整備されておらず、外国源泉所得の捕捉が現実的に困難な状況にあった当時は、国内投資家が外国所得にかかる自国課税を回避するのは比較的容易であったと考えられる。さらに源泉地課税が原則である法人課税においては、いっそう各国間の税率の違いが、企業立地や利益配分に影響を与えることが危惧される。

こうした理由から、税制面で企業の国際競争力を押し上げて、海外への資本逃避を防ぐには、スウェーデンとノルウェーに随って、資本所得に対する低率のフラット課税を真剣に検討せざるを得なかったのである。

⑤改革の目的

同年5月に政府が任命した税制専門委員会による議論がスタートし、翌年1月に資本所得税改革に関する報告書が公表された。この改革案をベースにくつかの修正が加えられ、政府が9月に議会に提出した法案の中で、資本所得にかかる25%のフラット課税が正式に提案された。そこで、本改革の目的として掲げられたのが以下の点である³²。

- ①中立的で一貫性のとれた資本所得税制の構築
資産選択に対して中立的な税制を構築するた

めには、異なる資本所得に共通の一本の税率を適用するのが適当であり、これにより同額の資本所得を得る者を税制上等しく扱うという意味で水平的公平の達成が可能となる。

②税制の国際競争力の向上

国際資本移動に対する規制が撤廃された現代において、国境を越える「足の速い」資本の移動を十分に考慮した税制を設計する必要がある。諸外国において資本に対する税率引下げ競争が進むなかで、国際市場の圧力に晒されるフィンランドが投資先として不利になる事態は回避しなければならない。

③企業の資金調達に対する中立性の達成

利子が15%の源泉分離課税であるのに対して、配当は最高約60%の税率で課税される現行税制は、株主資本に比して借入れを通じた資金調達を優遇する非効率な誘因を生じさせている。企業にとって最適な資本構造を実現するには、株主資本と借入資本に対する税制上の扱いを等しくする必要がある。

④租税裁定の防止

現行税制の問題点の1つが負債利子の控除を通じた租税裁定とそれに伴う資本所得税の減収である。これは、負債利子が個人の高い限界税率から控除される一方で、資本収益には差別的で低い課税が適用されるからである。また、資本所得への累進課税の下では、資産を家族間で分散して所有することで租税節約が可能となる。こうした裁定を防ぐには、低率のフラット課税の導入により、負債利子の控除を低率に止めるとともに、資本所得への限界税率を一定にする必要がある。

以上の改定趣旨に関して、議会財政委員会では目立った反対はなかったようであるが、一部の野党が30%の税率を主張したように、資本所得に対する望ましい税率水準については、なお見解が分かれた³³。1992年12月、法人所得と個人資本所得に対する25%（国税のみ）のフラット課税の導入を柱とする税制改革案が議会で可決され、一定の移行措置とともに

翌1993年1月から実施に移されることになった。ただし、これは、それまで資本所得に課せられていた地方税の廃止を含んでいたので、地方自治体の減収分を一部補てんする目的から、同年に新たな地方固定資産税が創設されることになった³⁴。

⑥税収への影響

92年における個人の資本所得に対する最高税率が56%、法人所得税率が約37%であったので、以上の改革は、個人ほどでないにせよ、法人にとっても大幅な税率引下げを意味した。政府による1993年度予算では、改定に伴う純減収額が110億FIMと推定されたことから、資本課税としての税収中立を図るべく、この時期の景気後退を背景に、短期的な減収分については、後年度の増税で取り戻す戦略がとられた³⁵。

その1つが林業課税の抜本的改革であり、林業事業者は、従来の低廉な「みなし課税方式」から現実の利潤に基づく課税方式へと、2005年までに適用制度の転換を完了させることになった³⁶。また、一般の法人税についても、課税ベースのさらなる拡大を狙いとして、在庫引当金と営業引当金が1997年までに段階的に廃止されるとともに、貸倒引当金についても原則として撤廃されることになった³⁷。

では、現実の税収は、この間どのように推移したのだろうか。表2から改革を挟んでの税収構造の変化をみると、いくつかの点を確認できる。

第1に、国税の個人所得税については、資本所得税率の引下げにも関わらず、93年以後、短期的に大きな減収は認められない。税率引下げが利子控除制限などの課税ベースの拡大によって一定程度カバーされたことが窺われる。

第2に、法人所得税をみると、1993年の収入は、前年に比べて1/6に激減している。同年の純営業余剰が前年より増加している点（図3）を考慮すれば、この減収の相当部分は制度変更を反映したものとみられる³⁸。

第3に、地方税については、第1の点に関連して、個人資本所得に対する課税分が失われたものの、個人所得税の減少は小幅にとどまった。一方、固定資産税の創設によって、1993年における不動産からの税収は、前年の4倍に急増している点が注目される³⁹。

表2. フィンランド税収構造の推移

	1989年		1990年		1991年		1992年		1993年		1994年		1995年		1996年	
	実額	比率(%)	実額	比率(%)	実額	比率(%)	実額	比率(%)	実額	比率(%)	実額	比率(%)	実額	比率(%)	実額	比率(%)
個人所得税	12,624	35.4	13,521	34.6	12,921	33.4	11,914	31.9	12,089	32.4	13,731	33.2	13,432	30.8	15,040	32.4
うち国税	5,898	16.5	5,918	15.2	5,665	14.7	4,723	12.7	4,674	12.5	5,378	13.0	5,113	11.7	6,110	13.1
うち地方税	6,726	18.8	7,603	19.5	7,256	18.8	7,192	19.3	7,415	19.9	8,354	20.2	8,320	19.0	8,931	19.2
法人所得税	1,187	3.3	1,700	4.4	1,645	4.3	1,294	3.5	216	0.6	471	1.1	2,138	4.9	2,690	5.8
社会保障拠出金	8,263	23.1	10,013	25.6	10,737	27.8	11,135	29.8	11,850	31.8	13,108	31.7	13,518	30.9	13,487	29.0
資産課税	1,153	3.2	955	2.4	871	2.3	816	2.2	1,000	2.7	1,013	2.5	974	2.2	1,051	2.3
うち相続・贈与税	116	0.3	146	0.4	167	0.4	171	0.5	155	0.4	170	0.4	167	0.4	219	0.5
うち純資産税	26	0.1	26	0.1	20	0.1	25	0.1	39	0.1	46	0.1	35	0.1	47	0.1
うち不動産税	68	0.2	76	0.2	83	0.2	91	0.2	375	1.0	441	1.1	441	1.0	434	0.9
消費課税	12,326	34.5	12,708	32.5	12,284	31.8	11,824	31.7	11,769	31.6	12,649	30.6	13,248	30.3	13,803	29.7
その他	147	0.4	153	0.4	190	0.5	323	0.9	356	1.0	335	0.8	371	0.8	403	0.9
総税収	35,700	100.0	39,050	100.0	38,648	100.0	37,306	100.0	37,280	100.0	41,307	100.0	43,681	100.0	46,474	100.0
租税負担率 (総税収/GDP；%)	41.5		42.9		44.4		44.0		43.5		45.5		44.3		45.5	

(注) 実額の単位は100万ユーロ。
(出所) Statistics Finlandデータより作成。

表3. 北欧3国における二元的所得税導入時における直接税体系

	スウェーデン	ノルウェー	フィンランド
導入年	1991年	1992年	1993年
個人所得税			
— 稼得所得	31-51% (1)	28-41.7% (1)	25-56% (1)
— プラケット数	3	3	6
— 資本所得	30%	28%	25%
マイナスの資本所得の扱い	その30%を稼得所得税から税額控除可(2)	稼得所得も含めた「通常所得(3)」の範囲で控除可	その25%を稼得所得税から税額控除可(4)
法人所得税	30%	28%	25%
二重課税の調整			
— 配当	Annel控除	インピュテーション方式	インピュテーション方式
— 内部留保	SURV制度	RISK方式	調整なし
相続税・贈与税(5)	10-30%の3段階	8-20%の2段階	6-14%の9段階
純資産税(6)	一定額超に1.5%	0.1-0.3%の2段階	500FMKおよび一定額超に0.9%

(注)

(1) 社会保障拠出を除く。地方所得税率（平均）を含めた数字。

(2) 株式キャピタルロス（株式キャピタルゲインとのみ通算可。ネット株式キャピタルロスはその70%が他の資本所得と通算可）。

(3) 通常所得はすべての所得を合算したもので、実質的に稼得所得税の最低税率となる比例税率が適用される。

(4) キャピタルロスはキャピタルゲインとのみ通算可。

(5) 各国の制度は1993年時点のもの。各国ともすべて相続人が被相続人の直系親族の場合で、相続人が兄弟姉妹やそれ以外の者の場合は異なる制度が適用。

(6) 各国の制度は1993年時点のもの。

(出所) Sørensen (1998), IBFD (1993) より作成。

3. 二元的所得税の構造

では、93年改革で実現した二元的所得税の仕組みはどのようなものであったか。この点を、直接税全体の体系を示した表3に基づき、スウェーデンとノルウェーとの相違点にも留意しながら検討しよう。

(1) 基本体系

フィンランドの二元的所得税の下では、まず個人が獲得するすべての所得が「稼得所得 (earned income)」と「資本所得」に大別される。このとき、稼得所得には、賃金・給与（FRINGE・ベネフィットを含む）、年金所得、事業所得および非上場法人所得の一部が含まれる。一方、資本所得には、利子、配当、有価証券のキャピタル・ゲインなどの金融所得に加えて、家賃、土地・建物のキャピタル・ゲイン、事業所得等の一部などが参入される。こうして区分された二つの所得は各カテゴリー内で合算され、所得の獲得に要した費用と一定の所得控除を引いて課税所得が算出される。

このうち、稼得所得に対しては、改革前と同じ7～39%の6段階の国の超過累進税率（表4）と地方比例所得税（自治体によって14.5%～20%）が適用されることで、実質的におよそ25～56%の累進課税の扱いとなった⁴⁰。これに対して、資本所得については、従来の基礎控除が廃止され、既述のとおり法人所得税に等しい25%の比例税率が適用された。

表4. 稼得所得の税率構造（国税のみ；1993年）

課税所得 (FIM)	限界税率 (%)
40,000～56,000	7
56,000～70,000	17
70,000～98,000	21
98,000～154,000	27
154,000～275,000	33
275,000～	39

(注) フィンランドの通貨は2002年にユーロに移行するが、その時の交換比率は1ユーロ＝約5.95FIMに設定された。当時の為替レート（1FIM＝18円）で計算すると、課税最低限は72万円（課税所得）となる。

(出所) IBFD (1993) より作成。

この結果、稼得所得の最低税率、個人の資本所得税率、法人所得税率がすべて等しくなり、他の北欧2国に倣って、租税回避最小化の点から最も効率的な仕組みといわれる「純粋な」二元的所得税が成立することになった⁴¹。

1990年代初期の北欧3国の税体系に共通するもう1つの特徴として、資産移転税としての相続税に加えて、経常財産税である純資産税が採用されていたことがある。純資産税は、資本ストックの保有コストを高め、それだけ資本所得税の実効税率を引き上げる効果をもつ⁴²。こうした純資産税の存在は、その規模は小さいとはいえ、資本所得税引下げに伴う累進性後退への懸念を一部緩和する役割を果たしたと考えられる⁴³。

しかし、労働所得税の改革という点で、スウェーデン、ノルウェーと比較すると、これら2国で課税ベースの拡大と並んで、限界税率の引下げと累進度の緩和が行われたのに対して、フィンランドでは課税ベースの点を含めてほとんど変更がなかった⁴⁴。この点で、特にスウェーデン改革が1986年のレーガン税制改革の思想に沿うものであったと評価される⁴⁵反面、フィンランドでは二元的所得税の導入に際して、労働所得税の見直しは手付かずに終わったといえる。

(2) 稼得所得税に関する控除

そうした経緯を踏まえて、当時、稼得所得税の枠内で利用できた控除制度について確認しておこう。まず労働所得について、2,100FIMを限度として報酬の3%に相当する勤労所得控除が存在した。これは、就労にかかる概算の経費控除であるが、この金額を実際にかかった経費が超過した場合は、実額の費用控除も認められる。

また、公的年金に関連しては、年金保険料控除と一定の給付控除が適用されるほか、私的年金の保険料についても、年間50,000FIMまでの控除が可能であった。

以上は、原則として国税と地方税に共通する制度であるが、地方所得税にのみ適用される付加的な所得控除もある。具体的には、すべての住民を対象とした定額(8,800FIM)の基礎控除、子ども1人あたり10,500FIMの児童控除、子どもを有する単身者を対象とした単身者扶養控除(12,500FIM)、障

がい者控除(最大2,600FIM)などであった。

その他、税額控除としては、国税に対して適用できる、養育費税額控除⁴⁶、障がい者税額控除⁴⁷などが存在した。

(3) 負債利子の扱い

前述のとおり、旧個人所得税に内在した最大の問題が寛大な負債利子控除に起因するものであった。これに対して、新たな二元的所得税の下では、原則として負債利子は25%の資本所得税の範囲内では控除できず、負債を利用した租税裁定がきわめて困難となった。財務省の意向に反して、議会が借入れの目的に厳格な制限を課したことも、納税者の税節約の機会を削減した⁴⁸。

旧所得税の下では、支払い利子は、消費目的の借入れにかかる利子を含めて一定の金額まで所得控除が可能であったが、このとき、控除可能となる借入れの目的について、①居住用住宅の購入、②株式と持ち分の取得⁴⁹、③授業料などの教育費の支払い、④その他所得を生み出す資産等の取得、に限定された⁵⁰。

しかし、負債利子がグロスの資本収益を超過して資本所得がマイナスになった場合は、一部稼得所得税からの相殺が可能とされた。その意味で、現実の二元的所得税では、資本所得税と稼得所得税が完全に分離されたわけではなく、スウェーデン、ノルウェーと同じく、前者が後者の負担に影響を与える要素を含んでいる(表3)。ただし、このとき、稼得所得税からの税額控除は単身者で最大8,000FIM、4人以上の家族で最大20,000FIMまでとされた⁵¹。それでも控除不足となるマイナスの所得については、翌年以降最長10年の繰越しが可能となった。

なお、フィンランドでは、1992年まで一定の条件の下で住宅課税価額の3%が帰属家賃として課税所得に算入されていたが、改革により帰属家賃課税は廃止されることになった⁵²。

(4) 各資本所得の扱い

① 利子所得

資本所得が原則として25%の比例税率が課される中で、銀行預金と債券の利子については例外的扱いを受けた。これは、1991年に導入された源泉分離課税(final withholding tax)の枠組みが維持さ

れたもので、1993年と1994年は20%を適用する暫定措置を経た後、1995年に25%の分離課税に移行することになった。そのため、源泉課税の適用を受けた利子は、包括的な課税資本所得として認識されないため、負債利子を相殺する収益とならない⁵³。

②配当所得

既に述べたとおり、配当所得については、1990年に導入されたインピュテーション方式に基づき、法人課税分は資本所得税から税額控除の対象となっていた。ここで、株主に与えられる税額控除は、配当支払い法人が当該分配所得について完全に法人税を支払っていることが前提である。そのため、配当支払い法人は、受取配当の1/3に相当するミニマム法人税を支払う必要があった。仮に課税所得を基礎に算出された暫定税額がミニマム税を下回れば、法人はその差額に相当する平衡税を支払うことになる。逆に前者が後者を上回れば、差額は留保税として将来の控除の対象として10年間（92年まで5年間）の繰越しが可能となった。

ところで、配当を含む資本所得に対する個人税率は法人税率（25%）に等しく設定されたので、インピュテーション税額控除は、個人段階で徴収されるネットの配当税をゼロにする。これは、株主にとって実質的に、受取り配当にかかる所得税が非課税となるのに等しい。同じ結果が単に配当への非課税によって実現できるのであれば、純粋な二元的所得税の下でインピュテーション方式の意味はないのではないか。

しかし、フィンランドが株主段階でのインピュテーション方式を維持したことには、いくつかの技術的な理由があったことが指摘されている⁵⁴。第1に、配当が非課税とされると、一般的な租税条約に含まれる非差別条項によって、外国株主に支払われる配当への源泉徴収を維持するのが困難になる。第2に、配当非課税は、株主の総所得から配当を除外し、そのため多額の配当所得を得る株主に、公的扶助の受給資格を与えてしまう可能性が生じる。第3に、後述の小規模企業課税の問題と関連し、非上場法人オーナーの所得については、その一部分が稼得所得として課税される場合があるので、配当非課税は、その部分に対する二重課税を除去できない。

ノルウェーでも、一部同様な理由から、二元的所

得税への移行に際して、完全インピュテーション方式が導入された。これに対して、スウェーデンでは、法人所得の二重課税について何の調整措置も設けていない。

③キャピタル・ゲイン

資産売却により実現したキャピタル・ゲインは、原則としてキャピタル・ロスを控除したネット・キャピタルゲインが資本所得に算入される。このことは、フィンランドでは、キャピタル・ロスがキャピタル・ゲインからのみ相殺可能であることを意味している。控除不足分は、この改革で、以後3年間の繰越しが認められるようになった。

この点に関して、スウェーデンが株式キャピタル・ロスは、株式キャピタル・ゲインからのみ控除を認めるのに対して、ノルウェーは、キャピタル・ロス一般について通常所得の範囲内で稼得所得からの控除も認めるという点で、扱いが異なる。

売却益の計算にあたっては、いくつかの特例も利用できた。納税者は、資産売却額の30%（1989年までに取得された場合は50%）をみなし取得価額として選択適用できるほか、2年超保有の居住用住宅に係るゲイン、3万FIMまでの個人用資産のゲインは引き続き非課税であった。

株式のキャピタル・ゲインについては、理論上、内部留保にかかる法人税と個人課税の二重課税が生じる。この点で、ノルウェーが、法人留保課税に応じて株式の取得価格を調整する、野心的なRISK方式⁵⁵により対応したのに対して、フィンランドでは、スウェーデン同様、特にこの問題について考慮されなかった（表3）。

（5）小規模企業の課税

北欧諸国で導入された二元的所得税は、労働所得と資本所得の分離課税システムを基本とするため、事業経営者が得る所得の扱いに関して、課税技術上の問題を引き起こす。というのも、小規模法人オーナーや自営業者の所得は、生産要素としての資本と労働を源泉とするもので、適正な二元的所得税の執行にあたっては、そうした「混合所得」を資本所得的要素と労働所得的要素の2つに分割する必要が生じるからである。もしこの面での課税ルールが甘ければ、たとえば法人オーナーは、会社利益のうち自

身への配当支払いを増やすことで、本来労働所得であるものを資本所得に転換し、労働所得税と資本所得税の税率差に基づいた税の節約が可能となる。

この問題に対処するにあたって、フィンランドは、以下のようなsplitモデルを採用した。まず企業が保有する総事業資産から負債を控除した純資産を算出し、これに15%の帰属収益率を乗じた金額が当該事業者の帰属収益（＝資本所得）と算定される。

次に、現実の事業所得（法人所得）からこの資本所得分を控除した残額が事業者に帰属する稼得所得とみなされた。その結果、残余所得に対する限界税率が稼得所得に適用される累進税率となり、この点で垂直的公平と経済安定化の要請に叶うものと考えられた⁵⁶。

フィンランドのsplit方式に特徴的なのは、同様の分割方式を採用したノルウェーと異なり、個人企業と非公開法人の区分だけでなく、後者について能動的株主と受動的株主の区分も不要とされ、共通の制度が適用される点にある⁵⁷。このため、非公開法人から支払われた配当が帰属収益を超えた場合は、たとえ受動的株主でもその超過分については稼得所得として扱われるようになった。

4. 残された課題 一公平・効率上の問題

上記のような93年所得税改革は、政策当局が意図したとおり、従前の制度に比べて異なる貯蓄形態に対する課税の中立性を一定程度改善することに成功した。特に負債とエクイティに対する扱いがほぼ等しくなり、投資家の資産選択への歪みを軽減することで、企業の資金調達面での中立性に貢献することになった⁵⁸。この点は、法人課税を含む資本所得への限界税率の引下げとともに、フィンランド資本市場の国際競争力を維持するうえで、グローバル化の進行に巧みに対応したものと評価される⁵⁹。

しかし、改めて公平性と中立（効率）性の2つの租税原則から所得税体系を俯瞰したときに、93年の改革には、いくつかの基本的な課題が残された。それには、二元的所得税の導入に伴って新たに生じたものだけでなく、旧税制から引き継がれた問題点も含まれる。

第1に、25%という資本所得税率の水準が惹起す

る公平上の問題である。この税率水準は、スウェーデン（30%）やノルウェー（28%）よりも低く、改革に後れをとったフィンランドがこれら2国の制度を踏まえて、隣国との国際競争上の優位を得るために設定されたのは明らかである。特に法人税は、企業立地等をめぐる競争上の理由から、税率引下げが不可避であったために、中立性を確保するために、個人の資本所得税率もそれに引きずられる形となった⁶⁰。

この点は、将来フィンランドがさらなる法人税率引下げの圧力に晒されたときに、個人資本所得税のあり方に重要な問題を提起する。資本所得の分配特性が富裕層に偏っている状況を考慮すれば、資本税率の引下げは、税制の再分配機能の低下につながりやすいからである⁶¹。隣国に倣って「純粋な二元的所得税」に拘泥し、個人資本所得税率を大幅に引き下げたことは、垂直的公平について少なからぬ犠牲を伴った可能性がある。

第2に、貯蓄への中立性という観点から、依然として私的年金と住宅の有利性が解消されていない⁶²。特に、住宅投資については、改革で住宅ローン利子の控除が一定程度制限されたとはいえ、従来からの住宅キャピタル・ゲインの非課税に加えて、帰属家賃が非課税とされたことで、税制上最も優遇された貯蓄形態の1つとなっている。

この点は、持ち家所有者と借家所有者との不公平を招くと同時に⁶³、所得税の再分配機能を一定程度弱める要因として作用している可能性が考えられる⁶⁴。

第3に、インピュテーション方式が国内株主にかかる二重課税を解消することで、国内投資への中立性を達成する一方で、国境を越えた配当受払いに係る二重課税問題への対応が十分でなかった⁶⁵。

国内法人から外国株主が受け取った配当に対してインピュテーション税額控除が適用されないことに加え、外国子会社からの配当（通常、外国の法人税が課せられる）を受け取った国内親会社は、この所得を源泉として自社株主に配当を支払う場合に国内で再び平衡税が課せられる。

93年改革では、後者のケースにおいて、親会社の税額を計算する際に、子会社の居住国で課せられた、配当に係る源泉徴収分について考慮できるように修正が加えられたものの、依然として外国法人税との間で二重課税が生じていた⁶⁶。

第4に、労働所得税の改革が等閑に付されたために、高い限界税率などが引き起こす効率上の問題が残された。60%近い最高税率は、高技能労働者による外国移住への誘因を強めるとともに、この点は、先立つ改革で労働所得税の累進度が緩和されたスウェーデンやノルウェーとの比較で、フィンランド労働市場の魅力を下げるものとなった。

他方、低所得層においては、労働所得が一定の金額を超えると勤労所得控除が急速に削減されることなどから、非熟練労働者の就労への悪影響が懸念された⁶⁷。特に1990年代前半は深刻な経済危機に陥ったために、企業の労働コストを引き下げて雇用率を改善する観点からも、労働所得税の抜本的な改革が求められていた。

第5に、小規模企業の課税問題である。二元的所得税の導入に伴う資本所得と稼得所得の分離課税は、第3の点と関連して、資本収益率が高く、稼得所得の最高税率が適用される会社経営者に対して、労働所得を資本所得に転換する強い誘因を生み出した。最も単純な租税回避は、帰属資本収益算定の基礎になる事業用資産を意図的に積み増すことで可能となる。だが、こうした資本構造への歪みは、企業の長期的な収益性を損なう可能性が高い。

他方で、収益率の低い事業者は、会社利益が帰属資本収益を下回ると、それがすべて資本所得として課税されることで、かえって不利益を受ける。こうした事業者は、たとえ労働に従事するとしても、課税上の労働所得が発生せず、稼得所得に適用される寛大な所得控除を利用できないからである。

これに対して、収益力に優れた事業者は、算定された労働所得の大部分が控除により非課税の扱いを受ける可能性がある。このため、フィンランドのsplitモデルでは、高所得事業者のケースとは逆に、低中所得の事業者には、事業所得を賃金に転換させる誘因を生じさせることになった⁶⁸。

5. むすび

本稿でみてきたように、フィンランドで二元的所得税が導入された1993年の税制改革は、内外の金融自由化が急速に進む中で、経済のグローバル化に対応するために実施された、効率性優先の改革であった。その背景には、スウェーデンとノルウェー

で進んでいた抜本的改革への動きがあり、フィンランドでは、これら隣国の改革に急ぎ立てられるように僅か1年足らずで改革案がまとめられることになった。この点で、同国にとって「二元的所得税」は、必ずしも理想的な税制として能動的に受け入れたものではなく、少なくとも3年間以上の政治的議論を重ねて、公平性にも配慮しながら改革案を練り上げていったスウェーデンやノルウェーにおける導入過程とは異なる⁶⁹。

そのような制約を受けたフィンランドでは、二元的所得税の導入が、所得税全体をカバーする包括的な改革に発展せず、中立的な資本所得課税の構築という目標にとどまらざるをえなかった。この点が新たな公平上の問題を惹起するとともに、資本所得税と労働所得税との顕著な税率格差などが、小規模事業課税の分野で無視できない歪みを生じさせることになった。

他方、法人税改革の面では、1993年の改革は、1980年代後半から徐々に進められた企業課税改革の延長線上に位置付けられる。とりわけ1990年における配当課税におけるインピュテーション方式の採用は、ノルウェーのように二元的所得税の導入を含む、体系的な資本所得税改革の一環として実現されたわけではなかったが、結果として、新たな制度は二元的所得税体系に組み込まれることで、効率性を高めるための重要な役割を与えられることになった。しかし、同方式には、内外資本取引の中立性という観点から、必ずしも解決が容易でない国際課税上の問題が含まれていた。

以上のような点を鑑みれば、フィンランドの二元的所得税は、制度としては多分に未成熟な状態のままスタートしたという評価が妥当であるかもしれない。だが、今日の同国における税制の現状をみれば、依然としてその二元的な体系が維持され、福祉国家財政を支える基幹税としての所得課税の地位は揺らいでいないようにみえる⁷⁰。そうした事実、この間、二元的所得税を構成する個別具体的な制度に対しては、上述のような諸課題を克服するべく様々な修正が加えられてきたことを示唆している。実際、1995年のEU加盟により、域内共通市場の下でグローバル化の圧力が一層強まる中で、国内では、1990年代以降、少子高齢化や格差拡大などの問題が深刻化しつつあり、同国の税制も困難な対応

を迫られることになった⁷⁾。

このような社会経済構造の変化の過程で、二元的所得税がその後どのような進化を遂げ、定着するようになったのか。また、そうした税制としての進化が個々の経済主体の行動にどのように作用し、そのことがフィンランドの社会経済にどのような効果を及ぼしたのか。二元的所得税の実態を解明するには、これらの点について、特に制度と経済との動的な相互作用に留意しながら検証していく必要があるだろう。

【追記】本稿は、平成30年度に助成を受けた獨協大学研究奨励費に基づく研究成果の一部である。記して感謝申し上げる。

注

- 1 「二元的所得税」が現実の税制改革の選択肢に浮上する、デンマークの1980年代における租税政策論議とその後のスウェーデンへの波及については、倉地(2014)を参照。
- 2 包括的所得税論の意義と限界については、宮島(1989)、馬場(1998)を参照。
- 3 OECD(2010), pp.35-36を参照。Eggert & Genser(2005), Genser & Reutter(2007)は、ヨーロッパ諸国における所得課税の「二元的所得税」への変容について報告している。オランダの2001年税制改革については、篠原(2004)を参照。また、二元的所得税モデルの北米への影響については、Livingston(2016)を参照。
- 4 二元的所得税を対象とした理論的研究としては、たとえばNielsen & Sørensen(1997), Sørensen(1998, 2005), Boadway(2004, 2010), Genser(2006), Çelikkaya(2010), 馬場(2000, 2006, 2008), 関口(2008), 鈴木(2008, 2014), 鶴田(2012)などがある。
- 5 Marklund & Nordlund(1999), pp.20-21.
- 6 OECD(1998), p.17.
- 7 OECD(1998), p.19.
- 8 OECD(1989), p.10, およびOECD(1991), p.25を参照。
- 9 Government Institute for Economic Research(1995), pp.35-36を参照。
- 10 OECD(1989), p.54を参照。
- 11 銀行の貸出基準金利を中央銀行が決定する制度。1980年代における金融市場の規制緩和については、皆川(2003)第1章を参照。
- 12 この結果、80年代後半のヘルシンキ証券取引所における株式売買高は同年代前半の20倍に拡大した。Andersen(2011), p.216を参照。
- 13 これにより、1994年のヨーロッパ経済地域(European Economic Area)への参加、さらには1995年のEU加盟の一部条件となる制度的基盤が整えられた。
- 14 1968年税法の成立を機に廃止された唯一の主要な特例として、戦後の高インフレ率の下で創設された長期保有資産(不動産で10年、株式で5年)にかかるキャピタル・ゲインの非課税制度があった(Andersson(1993), p.64)。
- 15 Andersson(1993), p.66を参照。
- 16 Ylä-Liedenpohja(2008), pp.3-4を参照。
- 17 国の法定最高税率44%に地方所得税(平均)16%を加えた水準。これに3.25%の社会保険料が加算される。OECD(1989), p.85を参照。
- 18 資本所得にかかる1人あたりの基礎控除は、総額7,200FIMまでの範囲で、利子所得について800FIM、配当について5,200FIM、賃貸料所得について7,200FIMまで利用できた(Valkonen(1999), p.43)。
- 19 1992年時点で、納税者自身の居住用住宅について44万FIM、それ以外の住宅について9万FIMまでは帰属家賃が非課税であった(IBFD(1992), p.87)。
- 20 その結果、当時の個人資本所得税からはネットでプラスの税収を得られなかったという(Tikka(1993), p.94)。
- 21 OECD(1989), p.124.
- 22 その他、預金利子に対する税制上の優遇は、フィンランドにおける肥大化した銀行部門とも関連する可能性が指摘されている。たとえば、1990年代はじめに、フィンランドではスウェーデンに比べて人口比で2倍の銀行役員が存在したという。Tikka(1993), pp.93-94を参照。
- 23 Andersson(1993), p.67.
- 24 Andersson(1993), p.68.

- 25 このとき法人株主の方が、個人株主よりも明らかに税制上有利であったことから、そのことが株式所有の機関化と企業間の株式持ち合いを促進したといわれる。Government Institute for Economic Research (1995), pp.20-21を参照。
- 26 インピュテーション制度の下で、ある年度に法人が支払う税額は以下①～③の算式をもとに算出される(1993年時点)。
- ①税 額＝当該年度の利潤×法定税率＋平衡税－留保税
- ②平衡税＝(当該年度の支払い配当－当該年度の利潤)×法定税率
- ③留保税＝ $\sum_{t=-10}^{-1}$ (各過年度の内部留保×法定税率)
- ここで、③の式は、10年前の留保所得に課せられた法人税分まで当該年度に控除できることを意味している。したがって、好況期に、利潤が支払い配当を上回る場合には、内部留保に対する税負担が重くなる(後年度に控除可能な留保税が増大する)一方で、不況期に利潤が支払い配当を下回った場合には、過去に蓄積した留保税の控除によって平衡税の負担を回避することができる。Government Institute for Economic Research (1995), pp.21-22を参照。
- 27 Andersson et. al. (1998), 訳書98-99頁を参照。
- 28 Statistics FinlandとNational Board of Taxesをもとに算出された法人の平均実効税率は、1989年から1990年にかけて約3割上昇した(Government Institute for Economic Research (1995), p.19を参照)。本文表2からも、このとき法人所得税収が前年比で43%上昇したことがわかる。
- 29 この時期の税制改革に関する定量的効果の推定がきわめて困難なのは、1990年代初頭のバブル経済の崩壊と当時最大の貿易相手国であった旧ソ連が崩壊したこと(1991年)の2重のショックにより、フィンランドが未曾有の経済危機に陥っていたからである。Honkapohja et. al. (2009), p.19を参照。Agell et. al. (1996)は、同様な局面にあったスウェーデンの税制改革について、深刻な景気後退のために、そのマクロ経済への効果だけでなく、個別の経済主体を対象としたミクロ的效果さえも識別が困難であることを指摘している(同, p.647)。
- 30 OECD (1989), pp.89-90を参照。
- 31 伊集(2004)は、スウェーデンにおける二元的所得税の導入を含む1991年の抜本的税制改革について、その政策決定過程に着目しながら詳細な分析を行っている。一方、この時期のノルウェーの動向については、Sollund (1991)、野村(2004)を参照。
- 32 HE (1992), pp.6-9を参照。
- 33 Tikka (1993), p.92を参照。
- 34 地方自治体は、居住用住宅の課税価額の0.1～0.4%の範囲で裁量的に税率を設定できるようになった(IBFD (1993), p.101)。
- 35 HE (1992), p.24を参照。
- 36 従来の林業課税では、所得が実現したかどうかに関係なく、立木成長によって生じた付加価値分に課税する方式がとられた。このときの林業課税改革については、Mutanen & Toppinen (2004) および山本(2010)を参照。
- 37 減価償却控除については、産業用機械や建物などに対する償却率が引き下げられたものの、機械と工場に適用される最高30%の加速度減価償却控除は、景気悪化への懸念から存続することになった。Andersson (1993), p.71を参照。
- 38 ただし、このときの法人税収の急減は、1991年の金融危機に伴って発生した損失について、収益を回復させた企業が繰越し控除を使って当年度の利益から相殺したことによる可能性も考えられる。
- 39 Joumard & Suyker (2002)は、新たな地方固定資産税について、その税率の低さに加え、時価の約70%の不動産課税評価額のため、課税の実際はかなり緩い(fairly lenient)と評価している(同, p.24)。
- 40 このほか、地方所得税の課税所得(稼得所得)に対して3.9%の標準的社会保険料と1～2%の教会税が課せられる。さらに課税所得が8万FIMを超える場合に1.5%の付加的医療保険料が加算される。これらは従来の基本的仕組みと同じであったが、1993年には年金改革の一環として労働報酬の3%の年金保険料(課税所得から控除可)が導入された。以上、IBFD (1993), p.101を参照。地方所得税の概要につ

- いては、横山 (2019), 34-35頁を参照。
- 41 Cnossen (2000), pp.182-183を参照。「純粋な二元的所得税」が備えていなければならないその他の条件としては、利子・ロイヤルティなどの資本収益への源泉課税、配当および留保所得に対する法人税との二重課税の排除、自営業所得と小規模法人所得に関する稼得所得と資本所得の分離課税ルール、が指摘されている。
- 42 所得税の補完税としての資産保有課税の意義については、篠原 (2004)、馬場 (2010) を参照。
- 43 Tikka (1992), p.104, 関口・伊集 (2006), 184頁を参照。
- 44 二元的所得税の導入前後における稼得所得税の最高税率について、スウェーデンが72%から51%に、ノルウェーで50%から42%にそれぞれ引き下げられた。Sørensen (1998) を参照。
- 45 Agell et. al. (1996), 伊集 (2004) を参照。
- 46 450FIMを上限に、離婚後の旧配偶者に支払った養育費の12.5%の税額控除ができる (IBFD (1993), p.99)。
- 47 1人当たり最大660FIMの税額控除が可能であった (IBFD (1993), p.99)。
- 48 Saarimaa (2010) は、difference in difference 推定により、93年改革が高所得家計による住宅ローンを有意に減少させたことを明らかにしている。
- 49 パートナーとして事業に従事するためのパートナーシップの持ち分を含む。
- 50 Tikka (1993), p.101を参照。
- 51 ただし、最初の居住用住宅の取得を目的とする住宅ローンの利子については、稼得所得税からの税額控除の上限まで、控除不足分の30%の税額控除が可能となった。Tikka (1993), p.102を参照。
- 52 Saarimaa (2010), p.26を参照。地方固定資産税の導入は、帰属家賃課税の廃止の代替的な要素を含んでいるが、両者の性格はかなり異なる。帰属家賃課税が固定資産税で実現されるためには、時価課税での実施、住宅ローン利子などの経費控除が必要となる。さらに、借家の場合には賃借人への転嫁が生じうるなどの問題がある。この点については、篠原 (2009), p.311を参照。
- 53 IBFD (1992), p.102を参照。さらに利子に源泉課税が適用された場合の元本 (資本部分) は、純資産税の課税標準から除外された。
- 54 Tikka (1993), p.98, Andersson et. al. (1998) 訳書, 107頁を参照。
- 55 Sollund (1991), pp.276-277, 野村 (2004), 42-43頁を参照。RISK方式は、税務執行面の煩雑さもあって、その後2006年に株主所得税の導入とともに廃止された。ノルウェーの株主所得税については、馬場 (2006)、鈴木 (2008) を参照。
- 56 Hagen & Sørensen (1998) 訳書, 53頁を参照。
- 57 ノルウェーでは、法人株式の2/3以上を保有しているか、配当の2/3以上を受け取っている、当該法人の経営者が「能動的オーナー」とみなされ、所得分割制度の対象となった (野村 (2004), 44頁)。この条件に該当しない株主 (=受動的オーナー) については、受け取った配当はすべて資本所得として扱われた。これに対して、スウェーデンの分割方式は、①企業資産ベース (帰属収益率が適用される) から非課税準備金が控除される、②ノルウェーと同様、能動的オーナーと受動的オーナーを税制上区別している、③能動的オーナーの実際の株式関連所得が帰属資本収益を超過する場合は、残余所得の一定割合のみ資本所得と認定する、などの点でいくらか複雑になっている (Hagen & Sørensen (1998), 訳書73-75頁を参照)。
- 58 HE (1992), p.22, Tikka (1993), p.103を参照。
- 59 Joumard & Suyker (2002), p.6, Prime Minister's Office (2003), p.63を参照。
- 60 この点で、Andersson (1993) は、フィンランドは、既に個人段階での二重課税調整システムであるインビュテーション方式を備えていたので、二元的所得税の導入に際して、必ずしも法人税率と個人資本所得税率を揃える必要はなかったのではないかと指摘している (同, p.70を参照)。
- 61 ただし、この点で井堀 (2003) は、資本収益率は、貸金率ほど能力の差を反映していないので、資産所得を高所得者が多く得ているとしても、その理由が何かを明確にしない限り、垂直

的公平の原則を適用するのは問題が大きいことを指摘している（同、241頁）。

- 62 フィンランド政府は、議会に提出した税制改革案において、投資形態別に改革前後での税引き収益率（10%の課税前収益率で10年間運用したと仮定）の変化を示しているが、改革後に銀行預金・債券（7.5%）、株式（7.9%）、借家（7.9%）の収益率がほぼ等しくなっているのに対して、基礎年金の収益率（12.5%）、貯蓄生命保険の収益率（8.2%）は依然として有利であるとされた。しかし、ここで持ち家（帰属家賃）の収益率についての試算は示されていない。HE（1992）、p.22を参照。
- 63 帰属家賃非課税の公平・効率上の問題については、篠原（2009）、300-302頁を参照。
- 64 帰属家賃の優遇に関して分配上の問題が大きいのは、マクロ経済的にそれが個人の得る実質的な資本所得の過半（1990年で51%）を占めているからである（Statistics Finlandの分配データを参照）。また、持ち家への過度な優遇税制は、全国的な借家市場の発展を抑制し、労働の地域間移動性を阻害する一因となっているとも指摘される。Joumard & Suyker（2002）、p.22を参照。
- 65 この点に関連して、1995年以降、欧州共同裁判所が、フィンランドを含むEU加盟国に域内資本移動の自由に対する障壁の除去を義務付ける判断を相次いで示し始めたことで、クロスボーダー株式投資を不利に扱うインピュテーション方式は、国際課税上の重大な問題となった（Helminen, M.（2001））。直接税に関する欧州共同裁判所の判例については、佐藤（2007）を参照。
- 66 Tikka（1993）、p.99を参照。
- 67 所得増加により公的扶助給付が削減されることの就労への抑制効果も問題視された。この点で、当時のフィンランドの個人所得税は、なお社会保障制度との整合性が十分に確保されていなかった。この点は、1980年代に両者の相互関係に留意した改革が進められたデンマークの状況とはかなり異なる。倉地（2018）を参照。
- 68 Joumard & Suyker（2002）、p.23を参照。
- 69 スウェーデンでは、再分配機能の後退を防ぐた

め、税制改革に伴って児童手当と住宅手当の拡充が実施された（佐藤・古市（2014）、149頁）。関連して、松田（2008）は、91年改革の結果、同国の税による再分配機能は後退し、代わって社会保障移転による再分配機能が大きな役割を果たすようになったと分析している（同、86頁）。

- 70 1995年から2015年までにフィンランドにおける所得課税の、社会保険料を含む税収構成比は36.1%から35.1%に変化している（野村（2018）、117頁）。
- 71 そのような、近年フィンランドが直面する社会経済的問題については、Kautto（1999）、Riihelä et. al.（2010）、Petersen et.al.（2017）、横山（2019）などを参照。

参考文献

- Agell, J., P. Englund & J. Södersten（1996）“Tax Reform of the Century — The Swedish Experiment”, *National Tax Journal* 49(4), pp.634-664.
- Andersen, S（2011）*The Evolution of Nordic Finance*, Palgrave Macmillan.
- Andersson, E.（1993）“The Finnish Business Income Tax Reform of 1992”, in Nordic Council for Tax Research ed.（1993）*Tax reform in the Nordic countries:1973-1993* jubilee publication, pp.63-76.
- Andersson, K., V. Kannianen, J. Södersten & P. Sørensen（1998）“Corporate Tax Policy in the Nordic Countries”, in P. Sørensen ed. *Tax Policy in the Nordic Countries*, Macmillan Press, pp.1-27（馬場義久監訳『北欧諸国の租税政策』日本証券経済研究所、2001年）。
- Boadway, R.（2004）“The Dual Income Tax System — An Overview”, *CESifo DICE Report* 2(3), pp.3-8
- Boadway, R.（2010）“Individual Income Taxation: Income, Consumption, or Dual?”, *International Center for Public Policy Working Paper Series*, at AYSPS, GSU paper10-15, Andrew Young School of Policy Studies, Georgia State University,

- pp.1-42.
- Çelikkaya, A. (2010) “İkili Gelir Vergilemesi Modeli ve İskandinav Ülkelerindeki Uygulaması”, ESKİŞEHİR OSMANGAZİ ÜNİVERSİTESİ İİBF DERGİSİ, EKİM 2010, 5(2), pp.101-128.
- Cnossen, S. (2000) “Taxing capital income in Nordic countries”, in S. Cnossen ed. *Taxing Capital Income in the European Union – Issues and Options for Reform*, Oxford University Press, pp.180-213.
- Eggert, W. & B. Genser (2005). “Dual Income Taxation in EU Member Countries”, *CESifo DICE Report* 3(1), pp.41-47.
- Genser, B. (2006) “The Dual Income Tax: Implementation and Experience in European Countries”, *EKONOMSKI PREGLED*, 57(3-4), pp.271-288.
- Genser B. & A. Reutter (2007) “Moving Towards Dual Income Taxation in Europe”, *FinanzArchiv* 63(3), pp.436-456.
- Government Institute for Economic Research (1995) *Finnish Corporate Tax Reforms*, VATT Publications.
- Hagen, P. & P. Sørensen (1998) “Taxation of Income from Small Businesses: Taxation Principles and Tax Reforms in the Nordic Countries”, in P. Sørensen ed. *Tax Policy in the Nordic Countries*, Macmillan Press, pp.28-71 (馬場義久監訳前出書).
- HE (1992) HE 200/1992 vp, *Hallituksen esitys eduskunnalle tuloverolaiksi sekä laiksi eräiden yleishyödyllisten yhteisöjen veronhuojennuksista annetun lain 1 ja 6 §:n muuttamisesta*.
- Helminen, M. (2001) “Finland’s imputation system under the pressure of globalization”, *Bulletin for International Fiscal Documentation* 55(1), pp.17-21.
- Honkapohja, S., E. Koskela, W. Leibfritz & R. Uusitalo (2009) *Economic Prosperity Recaptured : The Finnish Path from Crisis to Rapid Growth*, The MIT Press.
- IBFD (International Bureau of Fiscal Documentation) (1992) *European Tax Handbook 1992*.
- IBFD (1993) *European Tax Handbook 1993*.
- Joumard, I. & W. Suyker (2002) “Options for Reforming the Finnish Tax System”, *OECD Economic Department Working Papers* No.319, pp.1-50.
- Kautto, M. (1999) “Changes in age structure, family stability and dependency”, in M. Kautto, M. Heikkila, B. Hvinden, S. Marklund & N. Ploug ed. *Nordic Social Policy: Changing Welfare States*, Routledge, pp.54-78.
- Livingston, M. (2016) “The Nordic model of taxation and its influence in North America: Image and Reality”, *Nordic Tax Journal* 2016(2), pp.77-86.
- Marklund, S. & A. Nordlund (1999) “Economic problems, welfare convergence and political inability”, in M. Kautto, M. Heikkila, B. Hvinden, S. Marklund & N. Ploug ed. *Nordic Social Policy: Changing Welfare States*, Routledge, pp.19-53.
- Mutanen, A. & A. Toppinen (2004) “Finnish Sawlog Market under Forest Taxation Reform”, *Silva Fennica* 39(1), pp.117-130.
- Nielsen, S. & P. Sørensen (1997) “On the optimality of the Nordic system of dual income taxation”, *Journal of Public Economics* 63, pp.311-329.
- OECD (1989) *Economic Surveys 1988-1989 Finland*.
- OECD (1991) *Economic Surveys 1990-1991 Finland*.
- OECD (1998) *Economic Surveys 1997-1998 Finland*.
- OECD (2010) *Tax Policy Reform and Economic Growth*.
- Petersen, K., S. Kuhnle, P. Kettunen, Y. Otsuka, & A. Kamiko ed. (2017) *The Nordic Welfare Model – Still Sustainable? Five Exceptions and Policy Cooperation* (クラウス・ペーターセン/スタイン・クーンレ/パウリ・ケットネン編著、大塚陽子/上子秋生監訳『北欧福祉国家は持続可能か：多元性と政策協調のゆくえ』ミネルヴァ書房、2017).
- Prime Minister’s Office (2003) *Taxation in an*

- International Framework: Working Group Report*, Prime Minister's Office Publication 13/2003.
- Riihelä, M., R. Sullström & M. Tuomala (2010) "Trends in Top Income Shares in Finland", A. Atkinson & T. Piketty ed. *Top Income*, Oxford University Press, pp.371-447.
- Rytöhonka, R. (1993) "Tax Reform 1993", *European Taxation* June/July 1993, pp.223-224.
- Saarimaa, T. (2006) "Imputed Rents, Taxation and Income Distribution in Finland", Paper Presented at the ENHR Conference "Housing in an expanding Europe: theory, policy, participation and implementation" Ljubljana, Slovenia 2-5 July 2006, pp.1-22.
- Saarimaa, T. (2010) "Tax Incentive and Demand for Mortgage Debt: Evidence from the Finnish 1993 Tax Reform", *International Journal of Housing Policy* 10(1), pp.19-40.
- Schatzenstaller, M. (2004) "Towards Dual Income Taxes – A Country comparative Perspective", *CESifo DICE Report* 2(3), pp.23-30.
- Sollund, S. (1991) "Norway: 1992 Tax Reform", *European Taxation* September 1991, pp.272-278.
- Sørensen, P. (1998) "Recent Innovations in Nordic Tax Policy: From the Global Income Tax to the Dual Income Tax", in P.B. Sørensen ed. *Tax Policy in the Nordic Countries*, Macmillan Press, pp.1-27 (馬場義久監訳前出書).
- Sørensen, P. (2005) "Dual Income Taxation: Why and How?", *CESifo Working Paper Series* 1551, pp.1-29.
- Spengel, C. & W. Wiegard (2004) "Dual Income Tax: A Pragmatic Tax Reform Alternative for Germany", *CESifo DICE Report* 2(3), pp.15-22.
- Steinmo, S. (2010) *The Evolution of Modern States – Sweden, Japan and the United States*, Cambridge University Press (山崎由希子訳『政治経済の生態学—スウェーデン・日本・米国の進化と適応』岩波書店、2017年).
- Tikka, K. (1989) "Business Tax Reform in Finland" *European Taxation* April 1989, pp.107-112.
- Tikka, K. (1993) "A 25% Flat Rate Tax on Capital Income: The Finnish Reaction to International Tax Competition", in Nordic Council for Tax Research ed. (1993) *Tax reform in the Nordic countries: 1973-1993* jubilee publication, pp.91-108.
- Tilastokeskus (1992) *Suomen tilastollinen vuosikirja 1992*.
- Tilastokeskus (1998) *Suomen tilastollinen vuosikirja 1998*.
- Ylä-Liedenpohja, J. (2008) "Fiscal consequences of greater openness: from tax avoidance and tax arbitrage to revenue growth", *Tampere Economic Working Paper NET Series* 64, pp.1-17.
- Valkonen, T. (1999) *The Finnish Corporate and Capital Income Tax Reform: A General Equilibrium Approach*, The Research Institute of the Finnish Economy.
- 伊集守直 (2004) 「スウェーデンにおける1991年の税制改革」『エコノミア』第55巻、第1号、45-70頁。
- 井堀利宏 (2003) 『課税の経済理論』岩波書店。
- 倉地真太郎 (2014) 「北欧諸国における租税政策の相互関係—デンマークとスウェーデンにおける二元的所得税の導入を事例として」日本財政学会編『「社会保障・税一体改革」後の日本財政』、143-162頁。
- 倉地真太郎 (2018) 「デンマークの所得税制と児童手当—負担の公平性と課税方式の変化に着目して—」四方理人・宮崎雅人・田中聡一郎編著『収縮経済下の公共政策』慶應義塾大学出版会、199-218頁。
- 佐藤滋・古市将人 (2014) 『租税抵抗の財政学—信頼と合意に基づく社会へ—』岩波書店。
- 佐藤正典 (2007) 『欧州連合の投資税制』成文堂。
- 篠原正博 (2004) 「資本所得と資産保有課税—租税思想史からのアプローチ—」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』日本証券経済研究所、64-130頁。
- 篠原正博 (2009) 『住宅税制論：持ち家に対する税の研究』中央大学出版部。
- 鈴木将覚 (2008) 「ノルウェーの株主所得税について—二元的所得税の弱点克服に向けた取り組み—」『みずほ政策インサイト』みずほ総合研究所、1-16頁。

- 鈴木将覚(2014)『グローバル経済下の法人税改革』
京都大学学術出版会。
- 関口智(2008)「日本の所得税・最適課税論・スウェーデンの二元的所得税—勤労所得と資本所得の視点」『税研』24(1)、16-29頁。
- 関口智・伊集守直(2006)「税制改革の将来構想—『公平』と『効率』を調和させる」神野直彦・井手英策編『希望の構想—分権・社会保障・財政改革のトータルプラン』岩波書店、147-191頁。
- 鶴田廣巳(2012)「二元的所得税と資本所得の課税」村井正先生喜寿記念論文集刊行委員会 編『租税の複合法的構成：村井正先生喜寿記念論文集』清文社、531-569頁。
- 野村容康(2004)「ノルウェーの二元的所得税」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』日本証券経済研究所、31-63頁。
- 野村容康(2005)「北欧三国における資本所得税制と最近の動向」『月刊資本市場』No.234、41-54頁。
- 野村容康(2018)「北欧三国の二元的所得税—その導入から20年を経て」『税経通信』73(6)、109-118頁。
- 馬場義久(1998)『所得課税の理論と政策』税務経理協会。
- 馬場義久(2000)「Dual Income Tax論と金融所得税制の改革—スウェーデンの経験をふまえて—」日本の資本市場と証券税制研究会編『資産所得課税の理論と実際』日本証券経済研究所、35-54頁。
- 馬場義久(2004)「スウェーデンの二元的所得税—その到達点と日本への教訓—」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』日本証券経済研究所、1-30頁。
- 馬場義久(2006)「二元的所得税と法人課税のあり方—ノルウェー改革案の教訓」証券税制研究会編『企業行動の新展開と税制』日本証券経済研究所、26-60頁。
- 馬場義久(2008)「北欧型二元的所得税の限界—法人税の課税ベースについて—」証券税制研究会編『金融所得課税の基本問題』日本証券経済研究所、56-91頁。
- 馬場義久(2010)「スウェーデンの資産保有税政策—資産所得税の展開との関連で—」証券税制研究会編『資産所得課税の新潮流』日本証券経済研究所、155-197頁。
- 馬場義久(2014)「二元的所得税体系と帰属家賃課税」証券税制研究会編『金融税制と租税体系』日本証券経済研究所、99-125頁。
- 松田由加(2008)「スウェーデンにおける1991年改革と再分配機能」『九州国際大学経営経済論集』14巻、75-88頁。
- 皆川弥(2003)『フィンランドの金融危機と国家マネジメント—21世紀に向かって脱皮した銀行群』リーベル出版。
- 宮島洋(1986)『租税論の展開と日本の税制』日本評論社。
- 山本伸幸(2010)「フィンランドにおける林業所得税制改革」『経済科学研究所紀要(日本大学経済学部)』第40号、135-143頁。
- 横山純一(2019)『転機にたつフィンランド福祉国家：高齢者福祉の変化と地方財政調整制度の改革』同文館出版。

